

戸籍証明書の請求が便利になります

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、以下のことができるようになります。

1. 本籍地以外の市区町村での戸籍証明書等の請求が可能となります(広域交付制度)

① どこでも

本籍地が遠くにある方でも
最寄りの市区町村の窓口
に請求できます！

② まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1カ所の
市区町村の窓口にまとめて
請求できます！

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになります。

請求したい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口でまとめて請求できます。

なお、コンピュータ化されていない戸籍証明書等は請求できません。

また、一部事項証明書、個人事項証明書は請求できませんのでご注意ください。

★ご利用に当たっての留意事項

・戸籍証明書等を請求できる方(※)が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求していただく必要があります(郵送やその他の代理人による請求はできません。)

※本人、夫又は妻(配偶者)、父母・祖父母など(直系尊属)、子・孫など(直系卑属)

・窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。

区分	手数料
戸籍の謄本若しくは抄本(本籍地)	1通につき 450 円
戸籍証明書(本籍地以外)【新】	1通につき 450 円
除籍の謄本若しくは抄本(本籍地)	1通につき 750 円
除籍証明書(本籍地以外)【新】	1通につき 750 円

2. 戸籍の届出における戸籍謄抄本の提出が不要となります

婚姻届や養子縁組届など様々な戸籍の届出の際に、戸籍謄抄本の提出が不要となります。

(例) 新婚旅行先の市区町村の窓口婚姻届を提出する場合など、本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、従来の届出で添付が必要だった戸籍謄抄本等が原則不要となります。

3. 社会保障手続におけるマイナンバー制度利用による戸籍謄抄本の添付が省略できます

各種の社会保障手続の際にマイナンバーを記載していただくことで、戸籍謄抄本の添付が省略できます。ただし、ケースによっては、引き続き戸籍謄抄本の添付が必要な場合があります。

(例) ・児童扶養手当の支給事務における続柄・死亡の事実・婚姻歴の確認

・国民年金の第3号被保険者(被保険者に扶養されている主婦など)の資格取得事務における婚姻歴の確認など